

静岡県告示第216号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年3月24日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
大富藤枝線	焼津市大住字唐棚1054番の6	平成29年3月24日